

【令和6年1月29日更新】

【令和6年2月6日更新】

【令和6年4月1日更新】

【令和6年6月14日更新】

令和6年1月23日

国 税 庁

「令和6年能登半島地震」により被災された納税者の相続税及び 贈与税に係る申告・納付等の期限の延長について

この度の「令和6年能登半島地震」により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。
「令和6年能登半島地震」により被害を受けた場合には、相続税及び贈与税の申告・納付等の期限について、次のような税制上の措置がありますので、ご確認ください。

1 指定地域内に納税地を有する方

指定地域内に納税地（相続税の場合、被相続人の住所地が納税地になります。）を有する方については、令和6年国税庁告示第1号により、令和6年1月1日以降に到来する申告・納付等の期限が、別途国税庁告示により定める日^(注1、2)まで延長されます。

※1 相続税の場合、令和5年2月28日以降に相続等により財産を取得した方が対象になります。

2 贈与税の場合、令和5年1月1日以降に贈与により財産を取得した方が対象になります。

(注) 1 令和6年国税庁告示第13号により、指定地域のうち、石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町を除いた地域に納税地を有する方については、申告・納付等の期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までに到来するものについて、令和6年7月31日までとされました。

2 上記の期限までに申告・納付等を行うことができないと認められる場合には、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

《指定地域》

| 指定地域 |
|---------|
| 石川県、富山県 |

(注) 指定地域以外に納税地を有する方であっても、「令和6年能登半島地震」により被災された方については、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。

2 特定土地等又は特定株式等を相続又は贈与により取得した方

「令和6年能登半島地震による災害」が特定非常災害^(注1)に指定されたことに伴い、令和6年1月1日の災害発生日の前に相続等又は贈与によって財産を取得した方で、災害発生日に所有していた特定

土地等^(注2)又は特定株式等^(注3)について、相続税又は贈与税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の6又は第69条の7）を適用できる場合、同法第69条の8の規定により、上記1の方（指定地域内に納税地を有する方）については、相続税又は贈与税の申告・納付期限は、国税庁告示により定める日^(注4)と、災害発生日の翌日から10か月を経過する日（令和6年11月1日）のいずれか遅い日まで延長されます。

また、上記1以外の方（指定地域内に納税地を有しない方）については、相続税又は贈与税の申告・納付期限は、災害発生日の翌日から10か月を経過する日（令和6年11月1日）まで延長されます。

なお、相続税については、相続人等のうちに同法第69条の6の規定を適用できる方がいる場合には、その相続人等の全員の申告・納付期限が延長されます。

※1 相続税の場合、令和5年2月28日から令和5年12月31日までの間に相続等により財産を取得した方が対象になります。

2 贈与税の場合、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に贈与により財産を取得した方が対象になります。

(注)1 「特定非常災害」は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益に係る満了日の延長等の措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合に指定されます（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項）。

2 「特定土地等」とは、特定地域^(注5)内にある土地等をいいます。

3 「特定株式等」とは、株式等（金融商品取引所に上場されている株式など一定のものを除きます。）のうち、その取得の時に、特定地域^(注5)内にあった動産等（動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木をいいます。）の価額が保有資産の合計額の10分の3以上である法人の株式等をいいます。

4 令和6年国税庁告示第13号により、指定地域のうち、石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町を除いた地域に納税地を有する方については、申告・納付等の期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までに到来するものについて、令和6年7月31日までとされました。

5 「令和6年能登半島地震による災害」に係る特定地域は、令和6年3月25日現在、石川県内全域、富山県内全域及び新潟県内全域です。

なお、「特定地域」とは、特定非常災害により被災者生活再建支援法第3条第1項の規定の適用を受ける地域（同項の規定の適用がない場合には、特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域）をいいます。

6 被災された方で、延長された期限までに申告・納付等を行うことができないと認められる場合には、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができます。